

訴えの提起について

防災行政無線の焼損に伴う損害賠償請求に関する訴えを提起する。

熊本市長 大 西 一 史

1 相手方

海路口漁港の漁具干し場に設置された市が所有する防災行政無線（以下「本件防災行政無線」という。）を焼損した者

2 訴えの趣旨

相手方に対し、本件防災行政無線の焼損により市が被った損害について、損害賠償等の請求をする。

3 訴えの概要

令和 3 年 4 月 21 日、相手方が海路口漁港の漁具干し場において枯れ草を焼却していたところ、点火した火が周囲にあった本件防災行政無線及びのり養殖用資材等に延焼した。これにより、本件防災行政無線は、焼損し、使用不能となった。

本件防災行政無線の修繕費用として 5,005,000 円を要したことから、相手方に対し、当該費用に係る損害賠償を請求した。しかし、度重なる請求にもかかわらず、相手方はこれに応じていない。

そこで、本件防災行政無線の焼損に伴う損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の請求をするため、熊本地方裁判所に対し、訴えを提起するものである。

4 事件に関する取扱い

訴訟において上記請求が認容されないときは、控訴及び上告又は上告受理の申立てをする。

(提出理由)

防災行政無線の焼損に伴う損害賠償請求に関する訴えの提起をするに当たり、地

方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定に基づき、市
議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。